

平成 23 年 12 月 26 日

各 位

会 社 名 セイコーエプソン株式会社
代表者名 代表取締役社長 碓井 稔
(コード番号：6724 東証第一部)

和解による訴訟の解決および特別損失の計上に関するお知らせ

当社およびエプソンイメージングデバイス株式会社を含む当社子会社（以下「当社グループ」といいます。）は、Nokia Corporation（フィンランド）およびその子会社（以下「ノキアグループ」といいます。）より米国ならびに英国において提起されていた液晶ディスプレイの価格カルテル嫌疑に関する民事訴訟について、ノキアグループとの間で80百万米ドル（約62億円）の和解金の支払いをもって和解することで合意しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

ノキアグループは、2009年（平成21年）11月に米国および英国において、当社グループに対して、液晶ディスプレイに係る価格カルテル行為により発生した損害の賠償請求などを求めて訴訟を提起しました。

本訴訟の提起以降、当社グループは、当方の主張に基づき対応してまいりましたが、今後も訴訟を継続した場合の経営への影響や費用などを総合的に勘案し、このたびノキアグループとの間で和解契約の締結に至ったものです。

2. 和解の内容

当社グループは、和解金として80百万米ドル（約62億円）をノキアグループに支払います。和解金の支払により、本訴訟は解決となります。

3. 業績への影響

今回の和解費用については、平成24年3月期第3四半期の特別損失として計上します。

なお、本件による通期連結業績予想への影響については、足元の業績動向や今後の特別損益などの見通しを踏まえて検証した結果、本年11月14日に公表した業績予想を修正するまでには至らないと判断されるため、従来予想を据え置くことといたしました。

以 上